

**第二回 「消費税軽減税率対応への強化・加速化に向けた特別会合」**

**キャッシュレス・消費者還元事業  
(ポイント還元事業) の概要**

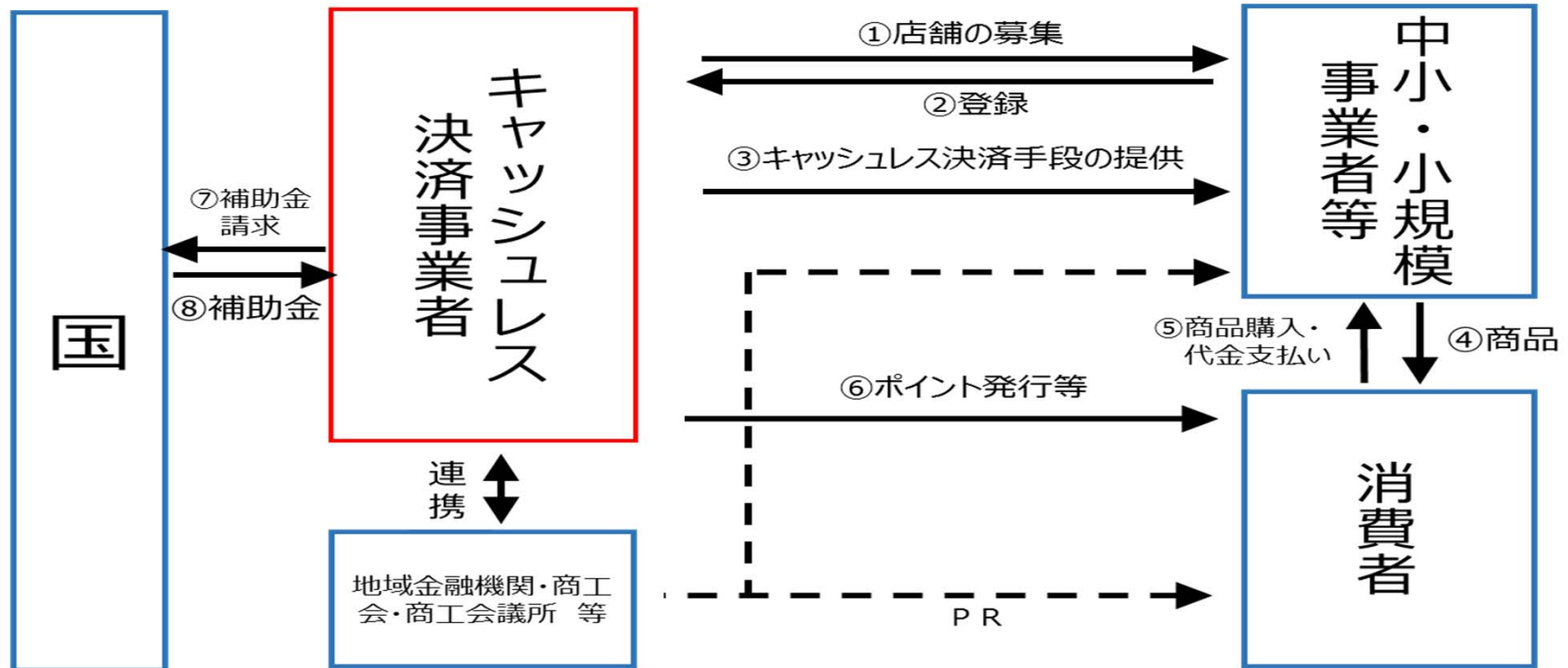
**4月17日(水)**

**商務・サービスグループ**

# キャッシュレス・消費者還元事業の制度概要

- 実施期間：2019年10月より9か月間（2020年6月まで）
- 支援内容：
  - 一般の中小・小規模事業者については、
    - ① 消費者還元5%
    - ② 加盟店手数料率3.25%以下への引下げを条件とし、更に国がその1/3を補助
    - ③ 中小企業の負担ゼロで端末導入（1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助）
  - フランチャイズ等の場合は消費者還元2%（端末費用及び加盟店手数料の補助はなし）

## 消費者還元の仕組み



# キャッシュレス決済事業者の要件

## <対象となる決済手段>

クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど一般的な購買に繰り返し利用できる電子的決済手段

## <要件>

- ▶ 日本円でのチャージが可能な決済サービスや日本の金融機関の口座を利用する決済サービスであること（主として日本に居住する者を対象とする決済サービスを提供すること）。
- ▶ 外部からの問合せ窓口を設置すること。
- ▶ 不当な取引を防止するための措置を講じること。
  - ⇒ モニタリングや不正発生時の対処方法などの詳細を定めた規程を作成し、審査を通過した決済事業者に遵守を求める。
  - ⇒ 不正防止の観点から、決済事業者毎に上限を設定すること。  
(チャージ限度額や還元対象金額への上限等(既存の上限も認める))
- ▶ 中小・小規模事業者に提供するプランを公表すること。  
(決済手数料(事業期間後の取扱いを含む)、支払サイクル等)
- ▶ 予算の執行管理のため、決済データを定期報告すること。

# 消費者還元の方法

- 中小・小規模事業者や消費者の選択肢を増やすため、多様な決済事業者の参加を促す。 このため、以下のとおり、ポイント還元を原則としつつ、やむを得ない場合には、それと同等と考えられる方法を例外として認める。

## 原則

- 本事業において補助の対象となる消費者還元の方法は、原則として決済事業者（イシューア）が、決済額に応じたポイント又は前払式支払手段を消費者に付与する方法により行うこととする。

## 例外

- やむを得ず原則によることができない場合には、その理由を申告し事務局の承認を得られた場合に限り、以下の方法をポイント等による消費者還元の類型として実施することができる。
  - ① 店頭での購買時に、即時利用可能なポイント・クーポン等を発行し、購買金額に当該ポイント等相当額を充当する方法。
  - ② キャッシュレス決済手段の利用金額に応じた金額を金融機関の口座から引き落とす際に、ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を引き落とし金額と相殺する方法。
  - ③ 少なくとも一月以内の期間毎に消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与し、その後の決済に充当する方法。

※①～③の方法は、ポイント等による消費者還元の一類型であるため、「キャッシュバック」「現金還元」といった消費者に誤解を与えるような表示は行わないこと。

# 補助の対象となる中小・小規模事業者

## (1) 中小・小規模事業者の定義

- 本事業において補助の対象となる中小・小規模事業者は、以下のとおりとする。

業種分類	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

※1) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下とする。

※2) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者は補助の対象外とする。

※3) 事業協同組合、商工組合等の中小企業団体、農業協同組合、消費生活協同組合等の各種組合は補助の対象とする。

※4) 一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の中小・小規模事業者と同一の従業員規模以下である場合、補助の対象とする。

## (2) いわゆる「過小資本企業」

- 中小・小規模事業者の定義に該当する場合であっても、**登録申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者は補助の対象外とする（租税特別措置法で本年4月から同様の措置が適用）。**

# 補助の対象外となる事業者・取引

- 下記の事業者・取引は本事業における補助の対象外とする。

## 【補助の対象外となる事業者】

- 国、地方公共団体、公共法人
- 金融商品取引業者、金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、仮想通貨交換業者
- 風営法上の風俗営業（※一部例外（注）を除く）等
- 保険医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉事業、更生保護事業を行う事業者
- 学校、専修学校等
- 暴対法上の暴力団等に関する事業者
- 宗教法人
- 保税売店
- 法人格のない任意団体
- その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断する者

（注）①旅館業法上の許可を受け旅館業を営む事業者、②食品衛生法上の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合の指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者

## 【補助の対象外となる取引】

- 有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等（商品券、プリペイドカード等）
- 自動車（新車・中古車）の販売
- 新築住宅の販売
- 当せん金付証票（宝くじ）等の公営ギャンブル
- 収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- 給与、賃金、寄付金等
- その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断するもの

# 今後のスケジュールについて

4月中旬

【中小店舗】 登録要領の発表、広報の開始  
【決済事業者】 仮登録決済事業者の公表、決済事業者毎の手数料等の概要公表

中小店舗向け  
広報

- 商工会・商工会議所等の中小支援団体主催の説明会を実施
- 自治体と連携して商店街向け説明会を実施

5月中旬

【中小店舗】 中小店舗の登録開始（決済事業者経由）

決済事業者と連携した  
中小店舗の  
キャッシュレス化支援

- 事務局及び各決済事業者にてコールセンターを設置
- 決済事業者によるハンズオン支援の開始（端末の設置等も決済事業者経由で受付開始）

7月下旬

【中小店舗】 対象店舗の公表（第一弾）

消費者向け広報の  
本格化

- 登録中小店舗（対象店舗）をHPや地図上で表示するアプリの形で公表
- 消費者向け広報を本格化（地域でのポスター・ビラ配布、メディアの活用、体験型説明会など）

9月

【中小店舗】 対象店舗による統一ポスター等の掲示開始

中小店舗による  
消費者PR

- 消費者向け広報の強化

10月

制度開始